

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

嘉麻市水道局から大切なお知らせ

令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上のため、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1年：令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年：令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年：令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年：令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年：令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、**事前に郵送で通知します。**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知は行いません。**

- 指定更新の要件は、新規指定と同様です。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※水道法第25条の3及び水道法施行規則第20条に準拠

- ◎指定更新申請時に3項目の確認を行います（参考）

※水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ii 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iii 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 更新申請に必要な書類

※水道法施行規則第18条に準拠

- ・申請書（様式第1）
- ・誓約書（様式第2）
- ・機械器具調書（別表）
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証の写し）

- 指定更新手数料

1件につき3,000円（非課税）

◇更新申請についてのお問合せ
水道局業務係 電話：0948-42-7063